

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

##### 第1節 厚生省における試験研究の動向

---

人命尊重の基本理念は厚生行政の基盤をなすものであり、それは科学技術に立脚したものでなければならない。近時、国民生活の変容、人口構造、疾病構造の推移により、新しい課題が発生してきており、その面の科学技術の開発は急務を要する。

従来、ともすると科学技術の振興は、原子力開発、宇宙開発、海洋開発などの大型科学技術に重点がおかれてきたが、1970年代においては、生命科学、人間科学、環境科学にも力を注ぐべきだといわれている。

このような観点から、厚生省として当面つぎに掲げる事項を重点研究分野としている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第1節 厚生省における試験研究の動向

#### 1 人間資質の向上

---

- (1) 精神的,身体的能力の維持向上
  - (2) 生産活動,休養,レクリエーションの相互関連
  - (3) 生活活動の最適環境条件の究明
-

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第1節 厚生省における試験研究の動向

#### 2 国民の健康生活の向上

---

##### (1) 保健医療の向上

###### ア 疾病,障害の予防治療

(ア) 死亡率の高い脳卒中,がん,心臓病

(イ) 精神,神経障害

(ウ) 公害による健康障害

(エ) 難病,原因不明疾患

###### イ 代替器官,新技術応用の診断治療

(ア) 人工臓器,人工血液などの開発

(イ) 新技術応用の診断,治療法

###### ウ 医薬品の安全性と有効性

(ア) 新ワクチンの開発

(イ) 医薬品の安全性と有効性の確保

(2) 衣食住など家庭生活の向上

ア 食生活の向上

(ア) 国民の栄養改善

(イ) 食品の安全性の確保

イ 衣生活の向上

日常使用する衣製品の安全性,機能

ウ 住生活の向上

(ア) 日常生活用品,器具の安全性,機能

(イ) 快適な生活のための都市計画

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第1節 厚生省における試験研究の動向

#### 3 生活環境の保全

---

#### (1) 環境汚染の防止

##### ア 環境汚染の防止

##### イ 環境因子の人,生物に及ぼす影響

#### (2) 災害の防止

##### ア 労働災害,産業災害の防止

##### イ 都市災害の防止

---

---

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第1章 試験研究

第1節 厚生省における試験研究の動向

4 保健福祉体制,社会基盤の向上

---

- (1) 健康管理体制
  - (2) 保健医療サービス
  - (3) 社会福祉体制
  - (4) 社会福祉サービス
  - (5) 保健福祉の標準
  - (6) 高度な情報処理および伝達
-

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第1章 試験研究

第1節 厚生省における試験研究の動向

5 人材の養成,確保

---

(1) 研究企画者,研究計画者の養成確保

(2) 新技術,関連領域教育

これらの重点研究分野の試験研究を推進するために,次節以下の試験研究体制がとられている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

---

前節に述べた厚生行政推進に必要な研究は重点研究分野を考慮しつつ、つぎのような体制で推進されている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

#### 1 直轄研究

---

厚生省の9つの直轄試験研究機関では、経常的試験研究を行なっているが、このほか試験研究機関独自の重要な課題について、特別研究が進められており、45,46年度は、つぎの課題について研究が進められている。

血液長期保存と血液製剤の開発に関する研究(国立予防衛生研究所)

673万6,000円

新痘そうワクチンの開発に関する研究(国立予防衛生研究所)

1,275万1,000円

食品に関係ある諸物質の安全性に関する研究(国立衛生試験所)

970万円

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

#### 2 委託研究

---

直轄試験研究機関のほか、民間研究機関等の研究者に対し特定分野について試験研究を委託している。その主なものは、関係局ごとに計画されている研究費で

公害調査研究委託費

食品衛生調査研究委託費

新ワクチン開発研究委託費

日米医学協力研究事業委託費

等11種類総額約3億9,849万9,000円で進められている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

#### 3 研究の助成

##### (1) 一般研究

研究課題を定め,大学,民間研究機関等の研究者からひろく公募して,その研究者の研究を助成するため補助金を交付するもので,つぎの2種類がある。

##### ア 厚生科学研究補助金

社会福祉,社会保障および公衆衛生の向上および厚生省の所管する事務を遂行するために必要とみられる研究について交付するもので,昭和45年度89課題4,397万1,000円,昭和46年度90課題4,397万1,000円が交付されているが,そのうち,主要な課題は,つぎのとおりである。

(昭和45年度)

水道添加剤の許容量に関する研究

公衆衛生におけるコンピューター利用に関する研究

70年代社会の課題と目標

(昭和46年度)

日用品等に含まれる化学物質の健康に及ぼす影響に関する研究

都市ゴミ中のプラスチック処理処分に関する研究

機械化等による肢体不自由児施設等の合理的運営に関する研究

##### イ 医療研究助成補助金

大学付属病院,その他厚生大臣が必要と認めるものにおいて,研究的治療および予防治療上の研究であつて,国民の健康増進に寄与すると認める課題につき行なわれる研究に交付されるもので,45年度38課題5,258万2,000円,46年度38課題5,258万2,000円が交付されているが,そのうち主要な課題はつぎのとおりである。

(昭和45年度)

予防接種による身体諸反応に関する研究

長期人工透析の適応に関する研究

心臓疾患についての超音波診断法の臨床ならびに集団検診への応用に関する研究

(昭和46年度)

乳幼児の突然死に関する研究

人工臓器材料の血液凝固作用に関する研究

在宅精神障害者の総合医療に関する研究

(2) 特別研究

ア 特別研究費補助金

43年度より、国の行政とマッチした、保健衛生上緊急に解決を迫られ、社会的要請のつよい研究課題で比較的多額の経費を必要とする計画的研究を実施している。45年度までの主な課題はつぎのとおりである。

進行性筋ジストロフィー症の成因と治療に関する研究2,300万円

脳性小児まひの成因と診断に関する研究300万円

自閉症の診断と治療に関する研究300万円

スモンの実態、病因および治療に関する研究5,000万円

米ぬか油中毒に関する疫学的研究1,000万円

46年度は

スモンの実態、病因および治療に関する研究1億円

ベーチェット氏病の成因と治療に関する研究1,000万円

カシンベツク病の実態に関する研究450万円

新しい小児急性熱性皮膚粘膜リンパ節症候群の疫学ならびに治療に関する研究400万円

等のいわゆる難病、原因不明疾患に対する特殊疾患特別研究とその他特別研究として

臓器移植に関する研究 1,000万円

失語症の疫学ならびに治療に関する研究 500万円

歯周病の予防と治療に関する研究 400万円

等合計9課題1億6,000万円が交付された。

イ 治療研究費補助金

このほかに治療研究費として、46年度小児がん治療研究費補助金2億円公害医療研究費補助金1,000万円が交付され、それぞれ研究が開始されている。

### ウ 心身障害研究費補助金

進行性筋ジストロフィー、脳性小児麻ひなど心身障害の発生原因、予防および治療に関する研究を推進するため、昭和46年度あらたに心身障害研究費補助金1億円を交付することとした。

### (3) 民間研究機関の育成

民間の試験研究機関であつて、国の目的に合致した試験研究を実施するものについて補助育成を図っている。これには結核研究所補助金、児童問題研究所補助金がある。

---

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

#### 4 各省間にまたがる試験研究の実施

---

各省の直轄研究機関等が協力して、組織的、総合的に推進する総合研究課題、あるいは、緊急を要する特別な研究課題に対して、科学技術庁から特別研究調整費が、課題ごとに移しかえられる。厚生省は下記の実施している。45年度

都市騒音防止に関する総合研究(国立公衆衛生院) 898万1,000円 悪臭防止に関する総合研究(国立公衆衛生院) 828万8,000円

光化学スモッグ現象の解明に関する特別研究(国立公衆衛生院) 532万円

新痘そうワクチンの開発に関する特別研究(国立予防衛生研究所) 1,403万2,000円

46年度はさらにつぎの課題が予定されている。

各種環境下における生態遺伝的变化に関する総合研究(国立予防衛生研究所)

大気複合汚染に関する総合研究(国立公衆衛生院)

動力補装具の開発に関する総合研究(国立身体障害センター,補装具研究所,社会局,薬務局)

P.C.B.様物質の環境汚染に関する特別研究(国立衛生試験所,環境衛生局)

母子の健康に対する有機塩素剤の影響に関する特別研究(国立衛生試験所,国立公衆衛生院,国立精神衛生研究所,児童家庭局)

血清肝炎の成因,治療,予防に関する特別研究(薬務局)

---

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第1章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

5 国際協力研究

---

国際的に研究を推進するものに、日米科学研究計画、日米医学協力計画、天然資源の開発利用に関する日米会議、OECD、WHO等の協力研究等がある。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第2節 厚生省における試験研究体制

#### 6 原子力試験研究

---

放射線利用に関する研究(トレーサー研究および放射研究)および放射能調査研究(放射能測定調査および放射能対策研究)を厚生省直轄試験研究機関および国立病院、療養所において行なっており、これらの研究には、がん等の疾病の成因・診断・治療法の研究、環境汚染の調査・分析に関する研究、照射食品の安全性等に関する研究、原子力関係施設、排水の環境・食品に与える影響に関する調査研究などがある。科学技術庁予算からの厚生省関係分移し替え額は45年度1億2,785万8,000円、46年度1億3,441万4,000円である。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

##### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

---

保健衛生行政は広汎多岐にわたっている。科学技術研究は、国、地方公共団体、民間など各研究主体が相互に協力し、その有機的な連携のうえに推進されることが望ましい。しかし厚生省が担当する科学技術分野においては、その公共性からじゅうぶんな研究開発力をもった民間主体の研究活動の期待される分野が少なく、国みずからが各般の研究活動を直接担当し、その推進をはからなければならない。そのため9か所の付属研究機関があり、それぞれの機関が実施している研究業務の概要はつぎのとおりである。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 1 人口問題研究所

---

人口問題に関する調査研究をつかさどる機関で、人口理論および政策、人口問題の社会科学的調査研究、人口問題の社会生物学的調査研究、人口問題の統計学的調査研究ならびに人口問題に関する統計資料の収集、解析および管理にあたっている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 2 国立公衆衛生院

---

公衆衛生技術者の養成訓練およびこれに対応する調査研究をつかさどる機関で、この養成訓練事業は国および地方公共団体において公衆衛生行政に従事する技術者に対し、公衆衛生各般の学理とその応用とに関する高度の修練を実施し、公衆衛生技術者の幹部として必要な資質の向上を図ることを目的としており、医学科、環境衛生学科、看護学科、衛生教育学科、公害衛生学科の専攻課程(1年コース)のほか、各分野の基礎、特別課程(2~4か月コース)を有する。

また、これに対応して公衆衛生に関する調査研究を行なうため16の学部をおいている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 3 国立精神衛生研究所

---

精神衛生に関する調査研究および精神衛生技術者の研修をつかさどる機関で、精神衛生の基礎的研究機関として、(1)精神障害その他の適応障害の診断、治療に関する研究(2)児童の適応障害および精神発達に関する研究(3)産業精神衛生に関する研究(4)精神身体病理に関する精神生理学的研究(5)精神障害の遺伝疫学に関する研究(6)精神薄弱の成因および分類に関する研究等を行なっている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 4 国立栄養研究所

---

国民の栄養その他食生活の調査研究ならびに特殊栄養食品の試験等を行なうため設置されたもので、国民栄養改善の研究を行なっている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 5 国立予防衛生研究所

---

伝染病その他の特定の疾病および食品衛生に関して病原・病因の検索,予防治療方法の研究等をつかさどる機関で,予防・治療・診断に関する生物学的製剤,抗菌性物質およびこれらの製剤の研究,食品衛生その他予防衛生に関する細菌学的,生物学的な調査研究を行なっている。また,医薬品・医薬部外品の生物学的検査,検定およびこれらに必要な標準品の製造を行なっている。

---

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第1章 試験研究

第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

6 国立多摩研究所

---

らいの予防および治療に関する調査研究をつかさどる機関で、基礎的研究として、(1)らい菌の培養、動物感染、代謝の諸問題(2)らいの病原、成因、予防、診断、治療に関する血清学および病理学的研究(3)治療剤の改良開発等について調査研究を行なっている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 7 病院管理研究所

---

病院管理に関し調査研究および研修をつかさどる機関で、病院における診療管理、看護管理その他病院の経営管理に関する研究ならびに病院の建築設備および医療設備の研究を行なう。すなわち近代医学と近代経営学とを応用して、病院の経営管理の機能向上に関する研究を行なうとともに、機能化せる病院建築のあり方をも研究している。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 8 国立衛生試験所

---

国家検定を要する医薬品(予研担当業務を除く。),食品のほか輸出入食品または国内消費用の化粧品,医療用具,食品,空気,水,温泉および放射性医薬品等の試験検査研究を行ない,毒物,劇物の試験検査,薬用植物の栽培研究,医薬品標準品の製造を行なっている。本所以外に大阪支所を設け西日本の医薬品,食品等の試験検査および研究を行ない,また,北海道,春日部,伊豆,和歌山,種子島に試験場を有し,薬用植物の栽培試験および研究を行なっている。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第1章 試験研究

#### 第3節 国立試験研究機関における試験研究体制

#### 9 国立がんセンター

---

国立がんセンターは、がんその他悪性新生物に関し、診断、治療、調査研究ならびに技術者の研修を行なう機関として設立されたもので、運営部、病院および研究所からなっている。研究所においては、がんその他の悪性新生物の病理学、生物学、化学療法、疫学等についての調査研究を行なっている。

---

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第2章 国際協力

第1節 国際協力の現状

近年におけるわが国の急速な経済発展に伴う国際的地位の向上は、厚生行政における国際協力の意義と範囲とに、まったく新しい様相を与えつつあると言えよう。すなわち、国際検疫や麻薬取り締まり等国際的に義務づけられ、かつ、国際的協力なくしては事業の効果を期し得ない分野において、もつばら国民の福祉の増進、向上を追求するためという目的の範囲内にとどまることなく、今やひろく技術面、行政面において、積極的に開発途上国の自助努力に協力することが要請され、これに対処する面が著しくその比重を高めつつあるのである。以下に述べる国際協力の現状も、こうした背景のもとに理解されなければならない(第5-2-1表)。

第5-2-1表 国際連合およびその主要専門機関等に対する分担金等の拠出状況(45年)

第5-2-1表 国際連合およびその主要専門機関等に対する  
分担金等の拠出状況(45年)

機 関 名	拠 出 額	
	ド ル	千 円
国 際 連 合 (UN)	5,316,227	1,913,841
国 連 開 発 計 画 (UNDP)	4,800,000	1,728,000
世 界 保 健 機 関 (WHO)	2,369,730	853,102
国 連 食 糧 農 業 機 関 (FAO)	1,520,344	547,323
国 連 教 育 科 学 文 化 機 関 (UNESCO)	1,273,590	458,492
国 際 労 働 機 関 (ILO)	787,657	283,556
国 際 原 子 力 機 関 (IAEA)	406,558	146,360
経 済 協 力 開 発 機 構 (OECD)	2,061,870	742,275

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第2章 国際協力

第1節 国際協力の現状

1 国際機関を通しての協力

(1) 世界保健機関(WHO)

昭和26年に本機関に加盟して以来,分担金(第5-2-2表)の支払いのほか

第5-2-2表 WHOに対する分担金の推移

	分 担 金		運 転 基 金	任 意 拠 出
	分 担 率	金 額		
	(%)	(千円)	(千円)	(千円)
41 年	2.47	386,985	7,716	0
42	2.47	473,878	7,716	0
43	2.47	515,156	0	0
44	3.40	769,334	0	0
45	3.40	853,102	0	2,555

(ア) 伝染病の発生状況の報告,衛生関係資料の提供,疾病等の統計の報告を行なっている。

(イ) 西太平洋地域のほかインド,イラクなどの地域からも研修生を受け入れ,省内付属機関等において研修を実施している(第5-2-3表)。

第5-2-3表 国別受入研修員数(45年)

第5-2-3表 国別受入研修員数(45年)

WHO 研修員			コロンボ計画等研修員 (厚生省関係分)		
国名	人員		国名	人員	
韓国	19		タイ	35	
中国	12		韓国	30	
琉球	11		インドネシア	23	
インド	8		ベトナム	19	
タイ	3		中国	15	
ベトナム	3		フィリピン	11	
フィリピン	2		タンザニア	11	
ソ連	2		アフガニスタン	8	
イラン	2		インド	5	
オーストラリア	1		マレーシア	6	
イスラエル	1		シンガポール	4	
ニュージーランド	1		ブラジル	4	
パプアニューギニア	1		ナイジェリア	3	
レバノン	1		クメール	2	
イラク	1		セイロン	2	
マレーシア	1		ガーナ	2	
計	69		チリ	2	
			ビルマ	1	
			イラン	1	
			ネパール	1	
			パキスタン	1	
			イラク	1	
			ケニア	1	
			スーダン	1	
			トルコ	1	
			アラブ連合	1	
			アルゼンチン	1	
			ボリブアイ	1	
			ペルー	1	
			計	195	

(ウ) セミナー等の開催について、そのホスト国を引き受け、講師を派遣するほか、事務職員、施設の提供および現地視察について全面的に協力している。

(エ) 毎年開催される世界保健機構総会(ジュネーブ)および西太平洋地域委員会(マニラ)へ代表を派遣して、わが国の立場からする建設的意見を述べ、また、理事国として年2回の理事会に専任理事を出席させ、この機関の政策の実施、事業計画案の実質的審議に参画している。

(オ) 本部に設置されている専門家諮問部会には34の部会に80人余の第一級専門家が任命されており、必要に応じて委員会への出席、意見書の送付によつて貢献している。

(カ) ウイルス疾患、がんなど8件について世界各地の研究所の調整をはかる国際的または地域的レフエレンスセンターとして、国立予防衛生研究所、国立がんセンター等が委嘱されている。

(キ) 事務局の職員または現地要員として派遣され勤務している者は16人にのぼっており、いまだ総数としては少ないが、その活動は高く評価されている。

(2) 国際労働機関(ILO),食糧農業機関(FAO)

社会保障,産業保健,食品の規格,栄養問題に関する会議,委員会等に積極的に参加し,また,専門家の派遣および研修生の受け入れに協力している。

(3) 国連人間環境会議等

公害問題が世界的な重要関心事となり国連主催の人間環境会議が昭和47年に予定されていることに関連して,その準備会議,政府間作業部会に職員を派遣し,資料,意見の交換を通じて寄与している。また,経済協力開発機構(OECD)が環境問題のため設けた新機構の重要部署には,特に要請を受けて職員を派遣した。

(4) 国連各種委員会

国連の経済社会理事会(ECOSOC)に設けられている人口委員会,麻薬委員会,国際麻薬統制委員会には,当省の職員が委員として任命され,その学識,経験に基づく貢献は高い評価を受けている。

また,国連アジア極東経済委員会(ECAFE)の活動についても,総会,作業部会等に職員を派遣している。

---

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

##### 第1節 国際協力の現状

##### 2 国際協定に基づく協力

###### (1) コロンボ計画等

コロンボ計画等当省が協力している開発途上国援助計画の代表的なものとしてコロンボ計画がある。これは1950年に日本,太洋州の先進6か国が,東南アジア,南西アジアの諸国,韓国,中近東の諸国計18か国に対する技術協力を定めた協定であり,これに基づいて各国に派遣される専門家および器材

ならびにわが国に受け入れられる研修生の数は,特に当省の所管する医療,衛生,家族計画等の分野においてその数が年々増加しつつある。

また,コロンボ計画の地域外についても,中近東アフリカ計画中南米計画等による技術協力に参加するほかアジア各国との間には賠償または無償供与の協定による協力も行なっている。

なお,昭和45年5月にジャカルタで開催された第5回東南アジア開発閣僚会議において「公衆衛生および殺虫剤統制に関する地域計画」および「アジア医療機構構想」が討議されたが,特にこの後者については,日本国際医療団を中心として新しい協力機構を設立する構想が進められていることから,今後とも当省の分担協力すべき分野が増大することは明らかである。

また,社会福祉の面において特記すべきは,昭和45年9月マニラにおいて,最初のアジア社会福祉大臣会議が開催されたことである。当省は,政務次官を長とする代表団を派遣してこれに参加し,社会福祉行政の分野においても情報,知識経験の交換等を通じて今後とも協力する態度を明らかにした。

###### (2) 二国間協力

開発途上国に対する援助を直接の目的としないものとして,原子爆弾障害調査委員会に対する協力(23年),日米貝類衛生協定(37年),日比エルトル・コレラ共同研究計画(37年,当初WHOも参加),日米天然資源開発利用会議(39年,国立公園管理部会および有毒微生物部会に参加),日米医学協力計画(40年)等に基づく協力がああり,これらによる成果は,当事国のみならず世界的にもひ益するところ少なくない。

なお,社会保険に関する日独間の相互通算調整の協定が準備されつつあることも特記されるべきである(第5-2-4表,第5-2-5表)。

第5-2-4表 海外研修生の受入状況の推移(厚生省関係分)

(単位:人)

	WHOによるもの	コロンボ計画およびその他 二国間協定によるもの
41年	64	66
42	89	48
43	57	146
44	77	165
45	69	195

第5-2-5表 職員,専門家の派遣状況

第5-2-5表 職員,専門家の派遣状況(45年8月現在)

(1) 厚生省関係分 (単位:人)

(2) 勤務中の日本人 (単位:人)

区 分	人 員	派遣人員
WHO常勤職員		8
WHO技術顧問		6
コロンボ計画およびその 他の二国間協定による専 門家		166

区 分	人 員	派遣人員
UN		41
UNDP		6
WHO		16
FAO		37
UNESCO		13
ILO		31
IAEA		7
OECD		7
ECAFE		11

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

##### 第1節 国際協力の現状

#### 3 民間団体の国際協力

---

政府間ベース以外において、厚生行政に直接関連する国際団体を通じての国際協力も、また評価されるべきである。すなわち、国際社会福祉協議会、国際児童福祉連合、国際社会保障協会、国際身体障害者福祉協議会、国際自然保護連合、国際家族計画連盟、赤十字国際委員会については、関係部局または関連国内団体が加盟しており、その各種会議への出席、講習会への参加、会議開催国を引き受ける等のほか、理事としての就任、各種情報の提供を通じて積極的にその活動に協力している。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

##### 第2節 今後における課題

---

冒頭に触れたように、1970年代が世界人類の連帯意識のうえに立つた「国際開発協力時代」の幕開けであり、先進国は開発協力を、開発途上国は自助努力を図りつつ相互協力によつて世界の平和と繁栄をめざすことが、現代の国際的な共通認識となりつつあるものとすれば、わが国の対外協力がとかく自国の経済発展にのみ結びついているかのごとき印象を払拭するためにも、政府ベースの開発協力、なかんずく専門家による技術協力の重要性が強調されるわけである。昭和45年におけるわが国の技術協力支出額は2,185万ドル(対前年比15.2%の増加)であるが、他の先進国に比べると、その絶対額においても、また援助額全体に占める割合からいつてもまだまだ小さい。この点に関しては、つとに経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)において指摘され、また、昭和45年5月に策定をみたわが国の新経済社会発展計画においても述べられている。さらに総理大臣の諮問を受けてわが国の対外協力の基本的方策について精力的に検討を続けている対外経済協力審議会の中間報告(昭和45年7月)においては、技術協力の拡大が要請されており、特に医療協力については、教育文化協力と並んで一章を設け、その充実強化の意義と必要性とを強調しているのである。

この意味において、わが国の対外協力において厚生省が果たすべき役割と責務とは、今後ともますますその重きを加えるものといえよう。

この責務に対処するためには、まず上記のような基本的認識のうえに立ちつつ、積極的につぎのような対策を講ずる必要がある。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

##### 第2節 今後における課題

#### 1 国際協力のための組織の整備

---

医療のほか、ひろく公衆衛生、環境衛生、人口問題、社会保障等厚生行政全般にわたる対外協力のための省内組織体制を整備すること。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

##### 第2節 今後における課題

#### 2 技術協力担当者の確保

---

外国からの研修生の研修指導にあたる者ならびに調査,指導のため外国へ派遣する要員を恒常的に各部局, 付属研究機関を通じて確保すること。

---

## 各論

### 第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

#### 第2章 国際協力

#### 第2節 今後における課題

#### 3 国際交流の促進

---

各種国際機関への職員または顧問としての勤務を促進し,また,関係国際会議への参加,開催等に努めて,知識,意見の交換のみにとどまらず人的接触をも深めること。

---

各論

第5編 厚生行政に関する試験研究と国際協力はどのように進められているか

第2章 国際協力

第2節 今後における課題

4 外国情報の活用等

---

所管行政に関する諸外国の情報,資料の収集,分析,利用をいつそう効率的に行なうこととし,かつ,特に医療  
社会保障等専門的知識を必要とする分野については,在外公館に駐在員を置くこと。

---